

興田地区振興会「旅費規程」

(目的)

第1条 この規程は、旅費及び費用弁償（以下「旅費等」という。）の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、次の各号の者に適用する。

- (1) 興田地区振興会規約第5条の役員（以下「役員」という。）
- (2) 興田地区振興会規約第9条の事務局（以下「職員」という。）
- (3) その他、興田地区振興会会長（以下「会長」という。）が指名した者。

(旅費等の支給)

第3条 職員が職務のために旅行をしたときは、旅費を支給する。

- 2 役員及び会長が指名した者（以下「役員等」という。）が、職務又は職務の遂行を補助するために旅行した場合には、その者に費用弁償を支給する。

(旅費の種類)

第4条 旅費等の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料とする。

(旅費等の算定)

第5条 旅費等の算定は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし職務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路及び方法によって旅行し難い場合は、実際の経路及び方法によって計算する。

- 2 前項の旅費の計算については、別表に定めるとおりとする。
- 3 役員等が興田地区の範囲内で旅行した場合の費用弁償は、第3条の規定にかかわらず支給しない。
- 4 宿泊料について予め宿泊料が定められているときはその額とする。

(旅費等の特例)

第6条 視察、研修その他長期にわたり旅行するときは、旅費等の減額又は打ち切り旅費とすることができる。

(旅費等の請求)

第7条 職員及び役員等が旅行用務を終えた場合は、速やかに精算処理しなければならない。

(私用車による旅行)

第8条 私用車を利用した旅行をしてはならない。ただし、他に手段がなく私用車による出張を行わざるを得ない場合で、あらかじめ会長の許可を受けたときはこの限りでない。

- 2 前項の会長の許可を受けた場合、私用車利用許可に関する取扱基準に従うものとする。

附則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 興田地区振興会の旅費に関する規程を令和2年4月1日に廃止する。

別表

鉄道賃	旅客運賃	普通運賃による実費
	急行又は特別急行料金	片道100キロメートルを超える場合に認める。ただし自由席による実費。
船賃		下級料金による実費
航空賃		下級料金による実費
車賃	バス等運賃	実費
	自家用自動車利用	1キロメートルにつき37円。 キロ数計算は、全路程を通算し1キロメートル未満の端数は切り捨てる。 事前に認めた駐車料金及び高速道路使用料を含む。
日当		1日につき1,000円
宿泊料		1泊につき7,000円

備考 一関市、奥州市、北上市、陸前高田市、大船渡市、平泉町、金ケ崎町、住田町、栗原市、登米市、大崎市、気仙沼市、南三陸町は、日当を支給しない。